寛永諸家譜

清和源氏西四冊之内
義家流之内義時流

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (21)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

寛永諸家系圖傳

丙三

清和源氏

義家流

義時流

石川

ひつの ゝ くらのすけ
陸奥守源義家五男

義時

陸奥五郎

左兵衛尉

浅草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

義基

下総守　武蔵守　従五位下

河内守　石河郡を領す

治承五年の頃義基なくなりて義茂嫡男

東へ下りしかば郡司小屋せんと申す

二月中家方より源左衛門尉季長使

判官盛澄と云ふ人金瘡と申して

石河の城を責むる時義基申さざりしよ

城中に出でて百騎の勢なりしが

ふせぎ戦ひて義基討死す

義資

長清所　万刀祖　二條院判官代

義賢

秋院次官　緒戸祖

義茂

石河判官代　左衛門尉　河内守　正五位下

院昇殿　後白河院小侍従

治承五年正月二日父義基と同じく右河の城とまりう年氏は左衛門尉

義家　大学助　板金三郎と号す

頼房　右馬頭　正五位下　右馬権頭　内昇殿

土御門院小侍従

頼清　四位秋門院義人　判官代

義信　義貞　修理亮

義通　和泉門院義人　右兵衛尉

忠頼がむすめとめうる

忠教

式部丞　後出仕下

忠教

出家法名

男子これなきゆえ孫義忠を養子とす

政弁

与一

宗泰

八郎

義忠

弥右衛門　治部大輔

實は和泉守院義人義通が子

元弘元年に秋後醍醐天皇和列つ給ず

陸奥にて小栗とかたらんとしたまへ
ども義継かたくこばみこうして忠戒をとり
しうち死す義忠かさねて迫れきこえ
たりしに小山判官は義忠をうしみうら
ぶりて奥州をたくさんとうちはたらい
くたびれんとゆこうとし義忠たちまちの
通おとりもしくト野国小山ゆく

時通

泉右衛門

又ゝ同じく小山小右衛門しく

朝成

小十郎

母は小山下野守の女　石河氏を改て
小山と称す二頭右巴を旗幕の紋
物の用に藤をもちゐ紋とす

氏房

小山五郎

泰信

小山彦五郎

政康

下野権守

文安年中に彦五郎上人下野国へ
下向あり政康より何ていく三引
ゆく我門法のうら小氏されたるとして
一分をもかへさるの是なり称ゆく政康
三引へきりて我門法を色退せよと
なりしゆへ政康約諾して上人おとをとし
三引小きりて小川の城に居住すそ氏
氏小きりて石河となる

親康

右兵衛尉
松平親忠の政康の位を子どもの内一人
なりけるを家老たちもこれ有
をうけこれ三男親康と名字
十四歳 明応年の出家法名
し刑部の諱の親の字をとりこれ家の和
例とする 後ほどなく源三郎

忠晴

右兵衛尉
親忠の次男小法入忠次の
法名おのく元服の時諱に忠の字
をとりこれ 伝右衛門忠晴と号す時分十五歳
忠晴若年の比父親康が下知をうけ
ちくく小川小ちりしを伯父の源兵衛尉康長

入道とおりうて野寺うれ和地さうし
御味方ふまうべ二され役とう勢巻を
を安祥れ城へ入まる

清蓮

安藤
清康君　廣忠卿

東照大権現御三代へ仕へ奉るから
廣忠卿の御時清蓮法おうろ法れ

法りを剃す

大権現御誕生の日附清蓮養母の役
さるに二ヶ所幼少の君御めれ
くけり

天文十九年廣忠卿御病
大権現れとう八歳小く尾列ち三列へ
ゆ出たまくするう強列おを
法りを紙をすを人とうびてけ
ちる二ちうう摘孫細者寺二を根一小く

神代より清盛ハ三列ふれこうそまり
て浮衣食料すなをとおとりけへ後列へ
をとす

家成

日向守　法名信下

大将現ふけへまり清盛死して後　約命す
ゝ家督をけく
永祿三年

大将現尾列桜山の城とすあるもしたるとび
回忠不慎れれこうなひのくき家成浮先
ををうけたまる
同六年三列一向宗蜂起の時家成一族
ひつ法こうふりてこまを敵よりるこへを
家成ハ宗旨をへ軍忠をとげまこれ
よりて一族のうち味方ようるのゆき
なりこまをなりてひふりて浮利宮の
後東三河ハ氏真ごうこうれて山中のう

出を安成まうして敵と対陣すること数
城一の宮の後詰油の合戦五井城も
地の合戦小ごも家御先をとうけ
たまはる

同十一年

大權現武田信玄に御入魂

同十二年今川氏真がたそこう無川の
城をせめたまふ時家成御先をとして
たびくれなりひいろ城なりひ

川て清水小入こく渡するうら無川の城と家
成相応して張給すをうるを三河の大こと家
成の組をもうて毎度にんをとうけ奉る
諸頭の役をとど猶着る小ゆづるぶさる
大權現れ給小うけて御着きこれとつも
をうるを三列の法せ二よりはけ家かと
酒井左衛門尉忠人れ組小はけらる
元亀三年十月武田信玄武田小出張
れをさ地さうを仕玄小仁とのうまるの

これかり鯉川の毛西香具の城を敵と
なるなりしを家加鯉川ともに発ち
ともせかく暁よりて城をとらる
同年十二月三方原合戦の時小家加
小なりて小坂豊前守正月を潜を
引つる
大樹玩東三河へ渡御し給ひ人数れ
大坂なるを信玄ごうのごうんを
以敗軍ふすしも地なりせば三河の坂
ものもとうぐうれ
ぬしきいるすぎをこ
ひなるるも風ぬす
天正八年家督を嫡子忠康通小ゆ
ぬうこ後隠居ためんと三河よりあく敗
寄長十二年康通病死す家成隠居
めんとハ孫成義より少づ家法を大坂の
城を居住す
同十四年十月小病死七十六歳

康通

九歳にて　左立位下

天正八年小家督をゆづり法名を清光と

号ス

同十八年

大将秀吉関東御入国の刻相模のさふ

らひ五組の内の一組御番を被仰付

御のときハ康通一組の人数引連

忠綱

寛十郎　元服以

実ハ大久保相模守忠隣が次男　家成ク

和泉守

寛永元年

台徳院殿御代小姓元服の御祝儀

八歳の子をもつて京十兵忠綱と号す

寛永五年五月廿五日大坂の陣に死亡

万石相続す同十二年七月病死　年五十四

附録十五葉

同三年城引佐ふんかいより
大樹様へ注文書
同五年
大樹様京都江御上り下野小山まで
御金穀の記悉御小姓一組の衆より
御注進ける
大樹様小山より江戸へ還御の後石田治部
少輔三成謀反よりして九月朔日御発足
御出馬同十五日関原よりかゝる合戦
の時忠節仕まつる
同年の冬
大樹様御おかゝ大姥と申すゝあり御
を移年寄
同八年江戸仕り叙一品従小納言
同十四年 従又日向守死す
大樹様
名古屋院殿〻仕りの者悉石川の家督

を浄くなされ給ふ事ふしてあるを大坂の城
を取給ふ
同十九年正月大久保長安様御逝れ動乱
とゝうの仕列より起りなるゆへ忠輝様駿府
町屋閉居す
同年大坂騒乱のとき
大将現上意より忠輝公石川九兵衛を使ぐう
へ、實又和様方ゟ孫坐より呼るゝ事と
台徳院殿へ伺ひけらるゝ沙汰なしみり

ゟ浄くなり大坂を急へ出張十二月晦日
小五分一のゝ出をさめとる十二月朔日の内
なり
台徳院殿ゟ石見守こゝ様後方を
上使として忠輝様お呼ゝ屋やとの
よりさきゟ日ゝ城中ゟ他所の格の方へ
人数をとゝ引るを城中へとゝ出て去
ゞくゝれとゝゟなるゟ
大将現さこゝのゝれ加賀様御指出

白服にて〻くらやく引とるべきなれども
仰をうけ申屋より申屋まゐるとき
右法院殿より四度如紀を度数千萬　上役
として表芳仕のもの　仰下さる
聖とうの度事机のとき
大稽現の仰をうけたまはりて　指列言擬れ
職とまりる五月方四つめしへまるべきの
よこうこて七日の屋る小袖ゆ鴻より京
指にうへくなりたる首数二百生指

七十人と結す
元和二年幾府小くく
大稽現御石例の列　四月写れ西石小ゆて
御寝西へ何作す　上意よハなんぢ為年
ものと右法の道石川昌安家成死れ紀
寅父相稽ゆ忠講ゆ　石川右門ゆ康
通が幼のこと　なりと志さるゆ中と以
ど忠徳とくく石川の家をけづすべこと
異なるこ西と　仰付けらる

召寄れ以仏中ことのしけるね向後
石清院殿へ〻仕へ奉るべきなり次ぎ
大久保相模守を石州出雲へ遣はす新
田とりくくべし　恒之尾之手小かわくを
言上すべし　三百石も所を渡すべきなり
一代仕の内　奉公すべきなり
ゆゑ法然仕小かべ　手通ハ相違なく
相違なし　仕とうけたまりて退出
大隅殿御供累れ後同年の秋大坂へ参りて
ごのくひ　くすまこのみ
三後国日田郡数連之郡小かわく一百石
御加恩小〻一所知　仕りける
寛永九年肥後国住吉ハ
同十年
御軍家より下総国佐倉城へ小御加
恩一万石を給ず
同十一年
御軍家御上洛の供奉二条御城下ま
叙せられ　先祖よりえ一御家恩の

下けたる子孫くまなく召出されうす
将軍家御誕生の時勝られ御小姓
同年伝奏を以て京都を召れう
御小姓組列服召れ城番仕
同十四年　永代姫君様御誕生の時暮間
御役を　仰付けらる

成光

門記　法立位下

実八大原相模守忠隆五男　祖父石川昌勝
家成伝番頭五石取仕
父忠隆御勘気を以て召られ成光閉居
元和元年御列大坂小倉へ召月当れ
合戦に加頃元のごとく城中御門番
でのこと役を以て付仕

二番

宗十郎

寛永十一年十二月廿五位下小叙ー弾正
大弼小如

紫式

従十位
寛永十八年　鈎命ふくち清小姓組の者
頭となる
同年十二月廿五位下小叙ー播磨守
如ず

真蔵

八郎兵衛
永祖母の氏ふくち石川を名のりて上総
を称號す
寛永十年仕地を拝領す
同十五年清書院番の組頭となる
同十七年　鈎命ふくち清書院番頭
となる
同十八年正月廿五位下小叙ー河内守

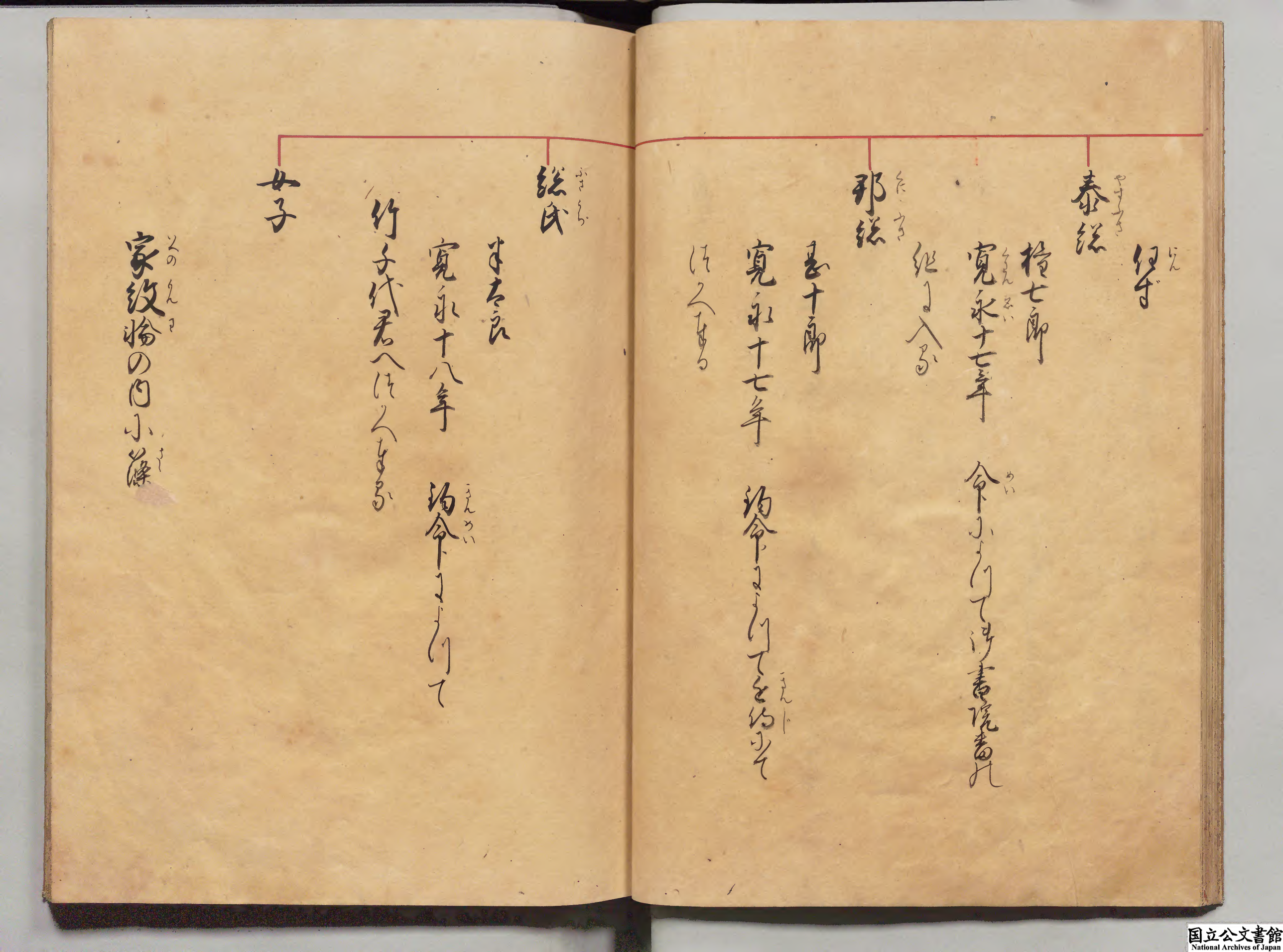

- 泰紘
  - 治七郎
    寛永十七年
    組入る
    命ぜられて御書院番
- 那紘
  - 長十郎
    寛永十七年
    組入る
    命ぜられて徒
- 紘氏
  - 半左衛
    寛永十八年
    竹千代君へ組入る
    命ぜられて
- 女子
  - 家政院の内小藻

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

先祖の源平伴小石川と変転忠綱

系図小ゝ

家成

日向守

芳丸十四丈法列大塔宮おわく七十六歳

小ゝ死す

国立公文書館
National Archives of Japan

康通

長門守

寛永十二年大坂にかわらく年五十四歳

病死

重成

左京亮

家成が二男にして重成幼少にして

兄康通に後又家成ふるとて

東照大権現と称せず時よ　約令ふるて

家成が孫を愛親志總石川の家督を

ゆづりゆゑ重成法人をもて

寛永十一年

御軍家御上洛の時三列よかわて重成直

御目見ゆ　四月立る　左遷されて

御軍家と称号しをる

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

光秋の代ゝハ石川与惣兵衛忠総系図

小祥なり

政康

下総ち

三河国小川小領寸

世号二代中絶

重康

田辺氏系図　　[illegible]三列

重政

又四郎　生母同分

幼少のとき人となりて浪人となり

一向宗大坂城にたてこもるとき重政

も城中にありて時小信長多勢を引き

[illegible]と申こし[illegible]重政城中にすみ出て

敵二人をうちとる敵方重政がうちとることを

感じ賞美して矢百筋要脚千之を遣

東照大権現これをきこしめされ二列へ召出

すべきなり　上意これをおもしろく親敬の

ひとしきほどなる又二列にいたり

大権現と申し奉りたまうけたまわり数度忠功を

はげます

松平と野分二列長沢の城主たるべし

大将頼政滅亡せりとて重政一番小屋へ
へ入こむと雖ども結ぶ[illegible]おくれ[illegible]を
ひいらるを
大将頼政続て[illegible]ましれ忠度の約命をかう
[illegible]
三列宮小屋[illegible]永き立て城とうまへ城中より
法場を下知する者ども重政をとらんけ
数つげへしのびより主を射たつする
ろうれ首をとらんと[illegible]主を欲矢合ろう対

けるを矢重政がまぶらへたるにのうらへ対ぬる
大将頼ちくこをとをえたまひけるをばうれ矢
をぬきもつ
寿永元年五月廿三日病死八十七歳
法名常順

重次

八幡門府　牛図二列
大将頼へ左出[illegible]仕へ[illegible]張

石清水院殿八幡宮御神供書の役を勤る又
地神普請を行ふと　給料を
寺列寺同神の附武田信軍の足軽
大和須賀口門を重次に立てをる
三列萬ゞ巣合戦のときこれなり
天正十二年醫師の城より淀川一筋たて
ごりをき
大隠現神を殺重次神号へまつり法施
小坂ゐをされども門禅へうけとめて為小

病法手に付もかゝりけなさ　河合
をうけたまる
寛永十八年十二月十四日病死附る五十三歳
法名浄雲

政次
八幡門　生涯三列

政信

又四郎

生年武蔵

重勝

六郎兵衛尉

生年三河

大膳亮を称し寺沢の御戸役を勤む

その後

白川院殿小田人数

御命ぜられて太の

御役を勤む 作を作りて御

賜ぜられ又御検用をなす

扨軍家を称し寺役者又御私の

役を勤む

寛永十四年六月八日病死軍の業法名

冷心

重真

又十郎

生年武蔵

寛永九年
拾軍家を招しまる
同十九年六月廿七日御書院番をなる

重俊

従十郎　生母相列
寛永三年
拾軍家を招しまる
同四年御小姓くみの内番を勤む
同十年御書院番を勤む

家紋　丸の内小菊

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

貴勝（たかかつ）
勅命中務少輔　生年廿歳

右貴（うたかた）
成吉右衛門尉　生年同歳

貴繁

孫七郎　孫九郎　生母同じ

東照大将現小田原へ出る　五十八歳小く

死去

貴成

孫九郎門府　生母同じ

實ハ赤井義兵衛府幸長子なり幸長

討死の後永留貴繁養子となる

幸長十五年豫府小田原へ

大将現と和睦し貴文貴繁ハ家督

となりさ十石の地を領す

大坂冬陣ハ供奉す

大将現薨御の後

石清院殿へ石つくりて御書院造と勧む

寛永十年

将軍家の　御上洛被遊ける

同十一年御加増二千石被仰付二千石
外他と合せ

貴政

左次郎　生母頼別

寛永十七年

将軍家へ御目見之後　御書院番を勤む　御免許

貴定

左次郎　生母武蔵

寛永十七年

御書院を勤む　御免許

家役二割賦

国立公文書館
National Archives of Japan

時家

赤井越前守 代国母方 源氏也

母後宮の押領使

法名小休

幸家

刑部卿 代国母方 法名釣月

幸氏

表書　　[illegible]

[illegible]

大隅國[illegible]郡[illegible]仙[illegible]

小[illegible]ける[illegible]小[illegible]原[illegible]射[illegible]

信州上田小[illegible]村[illegible]紀州小三十五[illegible]

家紋鳳金極子

石川

一政

侍従郎　生国三河

廣忠卿小姓

三列大濱のうち少之内等　法名

伊落

一勝

彦次郎　生国同所

天正十八年関東御入国の節田舞を勤め

武蔵国忠左衛門稲毛左弱村小かわく

年地を給ル

寛永十九年六月廿日駒村小かわく

病死仕る七十七歳

一長

次郎兵衛　生国同所

白池院殿

将軍家より法名を賜ル

寛永十二年三月廿日江戸ゟかわく

病死　六十歳　法名了善

一次

彦次郎　源五兵衛尉　生国武蔵

寛永十五年

お軍家とゆしまる

同十八年十月廿六日 御ちゑ御系

組小〻小十人組頭とする

家紋九の日の影膳

石川

正信

生六郎　生三河

唐津侍小性之長

東照大権現小性之者

正俊

生三郎　生同所

廣忠卿小法入ハ長篠
大猪現小法入事
壹列濱松の城小〻討死附ル十二月廿日
ナリ

正次

生れ年　生国武蔵
大猪現小弾代より
初軍家小ゝちまゝく右法ハ

正重

生れ年　生国武蔵
寛永十七年
初軍家へ法入たてまつる事
家役九〻四小根藻

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

春重

[illegible]寺　[illegible]二列

東照大権現へ[illegible]

春久

四郎二郎　[illegible]同家

大枝流小法之事

寛永元年二月廿五日病死 二十八歳

法名浄道

重久

四郎兵衛 生国武蔵

寛永十二年三月

白浜院殿小法之事

大坂陣中より給事

元和五年十二月十日病死 二十八歳

法名道行

長吉

八右衛門 生国同分

元和六年

白浜院殿と称し事

寛永七年

初軍家へ法之事

家紋（そのもん）　雪藻（ゆきたま）

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

忠勝

三郎　生母三河

廣忠卿小法師

法名行世

忠吉

与三郎　九兵衛尉　生母同家

東照大権現へ仕へ奉る
寛永十四年病死八十六歳法名道栄

忠久

伊豆守　九郎左衛門　生母同家

右近衛殿

将軍家を祝し奉る

清次

七郎兵衛門　生母武州

元和九年

将軍家を祝し奉る

法久

生母同家

寛永九年八月廿六日

将軍家へ仕へ奉る

家紋九の内に雪根笹

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

安志（やすこゝ）

加七郎　生国三河

東照大権現小姓（こしゐ）衆

天正十五年病死

安重

加七郎　生国同者

大将軍
右徳院殿へ仕へ奉る
元和七年病死

安次（やすつぐ）
[illegible]
[illegible]十七年
右徳院殿
将軍家を[illegible]

家紋九の内根笹（ねざさ）

国立公文書館
National Archives of Japan

京

石川

[illegible]

生国三河

東照大権現小姓[illegible]

忠吉

[illegible]

生国同

名古屋殿

将軍家より仕へ奉る

元和九年五月廿五日病死 三十六歳

忠重

右兵衛尉 従五位下

寛永七年

将軍家小姓を召る

同十一年二百石扶持を給ひ跡目

五百石余を賜ふ

家政丸の内小根藤

国立公文書館
National Archives of Japan

石川

系

式部少輔　生三河　法名行良

清康君

彦惣郷小法名

正重

七兵衛尉　生同国

廣忠卿小法師

東照大権現より法名賜

永正

与次太郎府　生年同断

大権現へ法名賜

元和二丙辰年五十六歳　法名浄喜

重正

与次太郎　生年武蔵

實ハ兼清卿実子なり永正が養子となる

大権現

右逝院殿

将軍家へ仕えそ申候

勝正

源兵衛　生年同断

将軍家を奉公仕る

家紋九の内小三葉葵

系

来津九郎　生田三列

清康君　廣恵郷

大猪現小法へ下り

系

小文　生田同分

清康君　廣恵郷

大猪現へ法へ下り

元慈三年十二月廿三日三列三方原合

戦小討死

系

勝文　生田同分

清康君　廣恵郷

大指現小法人之事

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan